

令和 7 年 1 0 月 1 日

大館市週休 2 日制工事実施要綱の一部改正について

大館市契約検査課

令和 6 年 4 月 1 日から施行している、大館市週休 2 日制工事実施要綱について、実施要綱の一部を改正しましたのでお知らせします。

なお、運用に係る基準等については、引き続き「秋田県週休 2 日制工事に関する運用（建設部運用、営繕課運用、農業農村整備運用、森林整備保全事業運用）」に準ずるものといたします。

1 改正する要綱

（1）大館市週休 2 日制工事実施要綱

※改正する要綱は下記ホームページから確認できます。

大館市ホームページ内【事業者情報】

└大館市契約検査課【入札・契約制度】

└【3. 大館市要綱集】

└2. 発注関係

└1 3 大館市週休 2 日制工事実施要綱

2 適用日

令和 7 年 1 0 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

新旧对照表

新（改正案）	旧（現行）
大館市週休 2 日制工事实施要綱	大館市週休 2 日制工事实施要綱
（趣旨）	（趣旨）
第 1 条 （略）	第 1 条 （略）
（定義）	（定義）
第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

通期の週休 2 日

対象期間において、土日に限定せず、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められ、対象期間内の現場閉所率が 2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 以上の状態をいう。

(2) 交替制

工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事（現場閉所困難工事）について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する取り組みをいう。

完全週休 2 日交替制

対象期間において、全ての週で休日率が 2 8 . 5 % (2 日 / 7 日) 以上の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間の内、週 2 回の夜間で休みを取得していれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。

月単位の週休 2 日交替制

対象期間において、全ての月で休日率が 2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 以上の状態をいう。

通期の週休 2 日交替制

対象期間内の休日率が 2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 以上であることをいう。

通期の週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう

4 週 8 休

土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が 2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 以上の状態をいう。

4 週 7 休

土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が 2 5 . 0 % (7 日 / 2 8 日) 以上、2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 未満であることをいう。

4 週 6 休

土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が 2 1 . 4 % (6 日 / 2 8 日) 以上、2 5 . 0 % (7 日 / 2 8 日) 未満であることをいう。

(3) 交替制

週休 2 日交替制

工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事（現場閉所困難工事）について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する取り組みをいう。

月単位の週休 2 日交替制

対象期間において、全ての月で休日率が 2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 以上の状態をいう。

週休 2 日交替制における 4 週 8 休

対象期間内の休日率が 2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 以上であることをいう。

週休 2 日交替制における 4 週 7 休

対象期間内の休日率が 2 5 . 0 % (7 日 / 2 8 日) 以上、2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 未満であることをいう。

週休 2 日交替制における 4 週 6 休

対象期間内の休日率が 2 1 . 4 % (6 日 / 2 8 日) 以上、2 5 . 0 % (7 日 / 2 8 日) 未満であることをいう。

(3) 対象期間

工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。（秋田県週休2日制工事に関する運用（以下「秋田県の運用」という。）で定める期間を除く。）

(4) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所や巡回パトロール、保守点検などの現場管理上必要な作業も含めるものとする。

(5) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。

(6) 休日率

対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。

(7) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式である。

(8) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日又は交替制に取り組むことを協議したうえで実施する方式である。

第3条（休日）～第7条（その他）（略）

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

2. この要綱による改正後の大館市週休2日制工事実施要綱の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

1. この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

2. この要綱による改正後の大館市週休2日制工事実施要綱の規定は、令和7年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

(4) 対象期間

工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。（秋田県週休2日制工事に関する運用（以下「秋田県の運用」という。）で定める期間を除く。）

(5) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所や巡回パトロール、保守点検などの現場管理上必要な作業も含めるものとする。

(6) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。

(7) 休日率

対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。

(8) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式である。

(9) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日又は交替制に取り組むことを協議したうえで実施する方式である。

第3条（休日）～第7条（その他）（略）

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

2. この要綱による改正後の大館市週休2日制工事実施要綱の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

1. この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

2. この要綱による改正後の大館市週休2日制工事実施要綱の規定は、令和7年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。